

消費税法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第一条 省略

2| 省略
3| 省略

(生産設備等の範囲)

第二条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。)第六条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、変電及び配電施設、ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、放送施設、工業用水道施設、上水道施設、下水道施設、汚水処理施設、農業生産施設、林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物抑制施設、粉じん処理施設、廃棄物処理施設、船舶、鉄道用車両又は航空機とする。

(独立行政法人等の情報の公開に係る役務の提供に類するものの範囲)

第三条の二 令第十二条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十九条第三項(手数料)に規定する手数料又は同法第一百七十七条第三項(手数料)に規定する利用料を対価とする役務の提供とする。

(輸出入取引等の証明)

第五条 省略

(定義)

第一条 同上

2| この省令において「居住者」又は「非居住者」とは、それぞれ消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。)第一条第二項第一号又は第二号に規定する居住者又は非居住者をいう。
3| 同上
4| 同上

(生産設備等の範囲)

第二条 令第六条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、変電及び配電施設、ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、放送施設、工業用水道施設、上水道施設、下水道施設、汚水処理施設、農業生産施設、林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物抑制施設、粉じん処理施設、廃棄物処理施設、船舶、鉄道用車両又は航空機とする。

(独立行政法人等の情報の公開に係る役務の提供に類するものの範囲)

第三条の二 令第十二条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二十六条第一項(手数料)又は第四十四条の第十三条第一項(手数料)に規定する手数料を対価とする役務の提供とする。

(輸出入取引等の証明)

第五条 同上

2・3 省略

4| 第一項各号に定める書類には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項及び第六項において同じ。）を含むものとする。

5| 第一項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

6| 第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第四項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）

第六条 令第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて、その者が最後に入国した日から起算して六月前の日以後に作成されたものとする。

2| 令第十八条第三項第一号イに規定する旅券等に係る情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。以下第九条までにおいて同じ。）に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

3| 令第十八条第三項第一号ロに規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 在留証明 次に掲げる事項
- イ 在外公館の名称

2・3 同上

（免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等）

令第十八条第二項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。以下第九条までにおいて同じ。）に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

一・二 同上

ロ 発給年月日

ハ 免税購入対象者（法第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。次号ロ及び第六条の三第一号において同じ。）の本籍

ニ 発給番号

二 戸籍の附票の写し 次に掲げる事項

イ 作成年月日

ロ 免税購入対象者の本籍

4 令第十八条第三項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写し（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。）とする。

5 令第十八条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一 一般物品（令第十八条第三項第一号に規定する一般物品をいう。第七項第四号及び第九項第四号において同じ。）の購入者の氏名及び所属又は機関

二 当該一般物品を譲渡する基地内輸出物品販売場（令第十八条第三項第四号に規定する基地内輸出物品販売場をいう。次項第二号、第七項第二号及び第八項において同じ。）を經營する事業者の氏名又は名称

三 五 省 略

6 令第十八条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一 消耗品（令第十八条第二項第二号に規定する消耗品をいう。次項第四号及び第九項第四号において同じ。）の購入者の氏名及び所属又は機関

二 五 省 略

7 令第十八条第三項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一 免税対象物品（令第十八条第二項に規定する免税対象物品をいう。以下この条及び第七条の二第二項において同じ。）の購入者の氏名、

2 令第十八条第二項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写し（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。）とする。

3 令第十八条第二項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一 一般物品（令第十八条第二項第一号に規定する一般物品をいう。第五項第四号及び第七項第四号において同じ。）の購入者の氏名及び所属又は機関

二 当該一般物品を譲渡する基地内輸出物品販売場（令第十八条第二項第四号に規定する基地内輸出物品販売場をいう。次項第二号、第五項第二号及び第六項において同じ。）を經營する事業者の氏名又は名称

三 五 同 上

4 令第十八条第二項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一 消耗品（令第十八条第一項第二号に規定する消耗品をいう。次項第四号及び第七項第四号において同じ。）の購入者の氏名及び所属又は機関

二 五 同 上

5 令第十八条第二項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一 免税対象物品（令第十八条第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この条及び第七条の二第二項において同じ。）の購入者の氏名、

住所又は居所及び所属又は機関

二・三 省略

四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額（当該免税対象物品のうち、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第九項第四号において同じ。）

五 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第三項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第九項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。）の氏名又は名称及び納税地

8| 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（基地内輸出物品販売場を営業者が、令第十八条第三項第四号から第六号までに定める方法により免税対象物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。）を前三項に規定する書類に貼り付けた場合には、これらの規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。

9| 令第十八条第七項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録（同条第五項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。）をいう。

一 免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場（令第十八条第三項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。第十条の六までにおいて同じ。）を営業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第二項各号に掲げる事項及び第三項各号に定める事項

二・四 省略

五 令第十八条第三項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称

六 省略

（購入記録情報の提供方法等）

住所又は居所及び所属又は機関

二・三 同上

四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額（当該免税対象物品のうち、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第七項第四号において同じ。）

五 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第七項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。）の氏名又は名称及び納税地

6| 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（基地内輸出物品販売場を営業者が、令第十八条第二項第四号から第六号までに定める方法により免税対象物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。）を前三項に規定する書類に貼り付けた場合には、これらの規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。

7| 令第十八条第六項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録（同条第四項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。）をいう。

一 免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場（令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。次条から第十条の六までにおいて同じ。）を営業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第一項各号に掲げる事項

二・四 同上

五 令第十八条第二項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称

六 同上

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の二 令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七までにおいて同じ。）の提供を行う市中輸出品物販売場を営業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 六 省 略

2・3 省 略

4 令第十八条第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二項第一号において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、令第十八条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を送信する方法とする。

5 令第十八条第七項の規定により購入記録情報を提供する場合における当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

6 前各項に定めるもののほか、令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（市中輸出品物販売場における購入者への説明事項）

第六条の三 令第十八条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 省 略

（輸出品物販売場における書類等の保存等）

第七条 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出品物販売場（同条第六項に規定する輸出品物販売場をいい、同条第八項の規定により輸出品物販売場とみなされるものを含む。第十条までにおいて同じ。）を営業者は、令第十八条第三項第一号の規定により提供を受

第六条の二 令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七までにおいて同じ。）の提供を行う市中輸出品物販売場を営業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 六 同 上

2・3 同 上

4 令第十八条第六項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二項第一号において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、令第十八条第七項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を送信する方法とする。

5 令第十八条第六項の規定により購入記録情報を提供する場合における当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

6 前各項に定めるもののほか、令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（市中輸出品物販売場における購入者への説明事項）

第六条の三 令第十八条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 同 上

（輸出品物販売場における購入者誓約書等の保存等）

第七条 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出品物販売場（同条第六項に規定する輸出品物販売場をいい、同条第八項の規定により輸出品物販売場とみなされるものを含む。以下第十条までにおいて同じ。）を営業者は、令第十八条第二項第四号に規定する購入後に

けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第三項第三号ロ及び第六号に規定する書類並びに同条第七項の規定により提供した購入記録情報（令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）、法第八条第一項に規定する譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存しなければならない。

2 令第十八条第五項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第七項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を受けた輸出物品販売場を営業者は、当該電磁的記録又はこれらの購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいづれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

3 省 略

（国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等）

第七条の二 令第十八条第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第三項第三号に規定する運送契約に係る契約書又は同項第六号に規定する運送契約に係る契約書で第六条第七項各号に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類とする。この場合において、当該運送契約に係る同項に規定する書類につき同条第八項の規定により当該事項の全部又は一部の記載が省略されているときは、当該事項に係る同項に規定する明細書等を当該契約書に貼り付けることにより、当該事項の記載を省略することができる。

2 令第十八条第三項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、同条第十二項に規定する

において輸出する旨を誓約する書類（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第二項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定する書類並びに同条第六項の規定により提供した購入記録情報（令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）、法第八条第一項に規定する譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存しなければならない。

2 令第十八条第四項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を受けた輸出物品販売場を営業者は、当該電磁的記録又はこれらの購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいづれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

3 同 上

（国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等）

第七条の二 令第十八条第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同条第二項第三号に規定する運送契約に係る契約書又は同項第六号に規定する運送契約に係る契約書で第六条第五項各号に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類とする。この場合において、当該運送契約に係る同項に規定する書類につき同条第六項の規定により当該事項の全部又は一部の記載が省略されているときは、当該事項に係る同項に規定する明細書等を当該契約書に貼り付けることにより、当該事項の記載を省略することができる。

2 令第十八条第二項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、同条第十一項に規定する

書類を整理し、同条第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人については残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存しなければならない。

（輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の免税手続）

第八条 省 略

2 省 略

3 令第十八条第十七項の規定により読み替えられた法第八条第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一・二 省 略

三 当該物品に係る令第十八条第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した年月日

四・五 省 略

（臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等）

第十条の八 省 略

2 省 略

3 令第十八条の五第二項第一号イに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件の全て（自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、第一号に掲げる要件）を満たす者とする。

一 臨時販売場において行つた免税販売手続（令第十八条第七項に規定する免税販売手続をいう。次号において同じ。）について検証を行うための必要な体制が整備されていること。

二 省 略

4 省 略

（小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書の記載事項等）

書類を整理し、同条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人については残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存しなければならない。

（輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の免税手続）

第八条 同 上

2 同 上

3 令第十八条第十六項の規定により読み替えられた法第八条第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一・二 同 上

三 当該物品に係る令第十八条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した年月日

四・五 同 上

（臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等）

第十条の八 同 上

2 同 上

3 同上

一 臨時販売場において行つた免税販売手続（令第十八条第六項に規定する免税販売手続をいう。次号において同じ。）について検証を行うための必要な体制が整備されていること。

二 同 上

4 同 上

（小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書の記載事項等）

第十一条 省略

2・3 省略

4 令第二十条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 令第二十条の二第一項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

ロ 二 省略

二 省略

（法人の納税地の異動の届出書の記載事項）

第十四条 法第二十五条に規定する届出に係る書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）

二 四 省略

（輸入許可書等に係る電磁的記録の保存方法等）

第十五条の三 令第五十条第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第五十条第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない

第十一条 同上

2・3 同上

4 同上

一 同上

イ 申請者の氏名又は名称、納税地（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等。イにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 同上

（納税地の異動の届出書の記載事項）

第十四条 同上

一 届出者の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所等）

二 四 同上

（帳簿等の保存期間の特例）

第十五条の三

ない。

3| 令第五十条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第三十条第七項に規定する帳簿（以下この条において「帳簿」という。）にあつては当該帳簿に記載された事項に係る同項に規定する請求書等（以下この条において「請求書等」という。）を令第五十条第一項本文の規定に基づいて保存する場合とし、請求書等にあつては当該請求書等に記載された事項に係る帳簿を同項本文の規定に基づいて保存する場合とする。

（本人確認書類の範囲等）

第十五条の四 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。）とする。

一 国内に住所を有する個人 当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ 二 省 略

ホ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

へ 又 省 略

二 六 省 略

令第五十条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第三十条第七項に規定する帳簿（以下この条において「帳簿」という。）にあつては当該帳簿に記載された事項に係る同項に規定する請求書等（以下この条において「請求書等」という。）を令第五十条第一項本文の規定に基づいて保存する場合とし、請求書等にあつては当該請求書等に記載された事項に係る帳簿を同項本文の規定に基づいて保存する場合とする。

（本人確認書類の範囲等）

第十五条の四 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。）とする。

一 同 上

イ 二 同 上

ホ 国民年金手帳（国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

へ 又 同 上

二 六 同 上

(非課税資産の輸出等を行った場合の証明)

第十六条 法第三十一条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する非課税資産の譲渡等のうち同項に規定する輸出取引等に該当するものを行った事業者が、当該非課税資産の譲渡等につき、第五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該非課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項及び第三項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

2・3 省略

4 第一項及び第二項に規定する書類には、これらの書類に係る電磁的記録を含むものとする。

5 第一項又は第二項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第四項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項又は第二項の規定により保存すべき場所に、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなればならない。

(中間申告書の記載事項)

第二十条 法第四十二条第一項第二号、第四項第二号及び第六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下第二十二条まで

(非課税資産の輸出等を行った場合の証明)

第十六条 法第三十一条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する非課税資産の譲渡等のうち同項に規定する輸出取引等に該当するものを行った事業者が、当該非課税資産の譲渡等につき、第五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該非課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。以下この条において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

2・3 同上

(中間申告書の記載事項)

第二十条 同上

- 一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下第二十二条まで

、第二十三条の二及び第二十三条の五において同じ。）、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二〇四 省 略

（死亡の場合の確定申告書の記載事項）

第二十三条 令第六十三条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 被相続人の氏名及びその死亡の時における納税地

二〇四 省 略

2・3 省 略

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第二十六条の七第一

、第二十三条の二及び第二十三条の五において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号、第二十四条第一号及び第二十五条において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号、次条及び第二十二條において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二〇四 同 上

（死亡の場合の確定申告書の記載事項）

第二十三条 同 上

一 被相続人の氏名及びその死亡の時における納税地（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所）

二〇四 同 上

2・3 同 上

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第二十六条の七第一

「と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の四 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項（事前届出等）の規定の例による。

2・7 省 略

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申請書の記載事項等）

第二十三条の五 法第四十六条の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二・三 省 略

2・3 省 略

（引取りに係る課税貨物についての申告書の記載事項）

第二十四条 法第四十七条第一項第三号及び同条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申告者の氏名又は名称及び住所若しくは居所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（次条において「住所等」という。）又は課税

項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の四 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで（事前届出等）の規定の例による。

2・7 同 上

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申請書の記載事項等）

第二十三条の五 同 上

一 申請者の名称、納税地（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号及び第三項第一号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二・三 同 上

2・3 同 上

（引取りに係る課税貨物についての申告書の記載事項）

第二十四条 同 上

一 申告者の氏名又は名称及び住所等又は課税貨物の引取りに係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次条において「引取りに係る

貨物の引取りに係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（同条において「引取りに係る事務所等」という。）の所在地

二〇四 省略

2 省略

（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項）

第二十六条 法第五十七条第一項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 法第五十七条第一項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（イにおいて「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。イにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

ロ ト 省略

二〇四 省略

五 法第五十七条第一項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 省略

ロ 死亡した個人事業者の氏名及び納税地

ハ・ニ 省略

六 法第五十七条第一項第五号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

ロ〇二 省略

2 法第十条第一項又は第二項の規定により消費税を納める義務が免除されなくなった場合における法第五十七条第一項に規定する届出書には、前項第一号に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

事務所等」という。）の所在地

二〇四 同上

2 同上

（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項）

第二十六条 同上

一 同上

イ 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（イにおいて「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下第四号までにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

ロ ト 同上

二〇四 同上

五 同上

イ 同上

ロ 死亡した個人事業者の氏名及び納税地（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所）

ハ・ニ 同上

六 同上

イ 届出者の名称、納税地（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、本店又は主たる事務所の所在地。イ及びロにおいて同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

ロ〇二 同上

2 同上

一 被相続人の氏名及び納税地

二・三 省略

3 法第十一条の規定により消費税を納める義務が免除されなくなった場合における法第五十七条第一項に規定する届出書には、第一項第一号に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被合併法人の名称及び納税地

二・三 省略

4 省略

5 事業者が法第十二条の二第一項に規定する新設法人（以下この項において「新設法人」という。）に該当することとなつた場合における法第五十七条第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の名称、納税地（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号並びに次項第一号及び第七号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二・三 省略

6 省略

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第七号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第四項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は第十六条第六項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用し

一 被相続人の氏名及び納税地（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所）

二・三 同上

3 同上

一 被合併法人の名称及び納税地（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下第六項までにおいて同じ。）

二・三 同上

4 同上

5 同上

一 届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二・三 同上

6 同上

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の不適用）

第二十七条の二

令第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる電磁的記録のうち、第七条第三項、第十条の六第三項又は第十五条の四第四項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

ない。

(国又は地方公共団体に準ずる法人の資産の譲渡等の時期の特例の承認申請書の記載事項等)

第二十八条 令第七十四条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の名称(代表者の氏名を含む。以下この条及び第三十条において同じ。)、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地)

二 四 省 略

2 省 略

(国又は地方公共団体等に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

第二十九条 令第七十六条第二項の規定の適用がある場合における第五條第一項及び第三項、第七條第一項、第七條の二第二項、第十條の四、第十條の六第一項、第十六條第一項から第三項まで並びに第十九條の規定の適用については、第五條第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、第七條第一項、第七條の二第二項、第十條の四及び第十條の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日)」と、第十六條第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。)」と、第十九條中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による

(国又は地方公共団体に準ずる法人の資産の譲渡等の時期の特例の承認申請書の記載事項等)

第二十八条 同上

一 申請者の名称(代表者の氏名を含む。以下この条及び第三十条において同じ。)、納税地(納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この条及び第三十条において同じ。))及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地)

二 四 同 上

2 同 上

(国又は地方公共団体等に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

第二十九条 令第七十六条第二項の規定の適用がある場合における第五條第一項及び第三項、第七條第一項、第七條の二第二項、第十條の四、第十條の六第一項、第十六條並びに第十九條の規定の適用については、第五條第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、第七條第一項、第七條の二第二項、第十條の四及び第十條の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日)」と、第十六條第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日。以下この条において同じ。)」と、第十九條中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一

申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日」とする。

項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日」とする。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条 消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「事業者」の下に、「国外事業者」を、「被合併法人」の下に、「分割法人」を、「人格のない社団等」の下に、「適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に、「軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改め、「第五号の二」の下に、「第六号」を、「第九号」の下に、「第九号の二」を加え、「第十一号」を「第十一号、第十二号」に改め、「事業者」の下に、「国外事業者」を、「被合併法人」の下に、「分割法人」を、「人格のない社団等」の下に、「適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に、「軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、同条第二項及び第四項中「において、」を「において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第一条の二 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。）第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 六十歳以上の者
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者
- 三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

第二条中「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条 同上

第一条第一項中「「事業者」の下に、「国外事業者」を、「被合併法人」の下に、「分割法人」を、「人格のない社団等」の下に、「適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に、「軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改め、「第五号の二」の下に、「第六号」を、「第九号」の下に、「第九号の二」を加え、「第十一号」を「第十一号、第十二号」に改め、「事業者」の下に、「国外事業者」を、「被合併法人」の下に、「分割法人」を、「人格のない社団等」の下に、「適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に、「軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、同条第二項及び第四項中「において、」を「において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第一条の二 令第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 六十歳以上の者
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者
- 三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

第六条に次の一項を加える。

10| 法第八条第六項に規定する輸出品販売場を經營する事業者は、令第十八条第三項各号に定める方法により行つた免税対象物品の譲渡が輕減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、第五項から第七項までに規定する書類又は前項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が輕減対象課税資産の譲渡等である旨を併せて記載し、又は記録するものとする。

第十五条の四第一項第一号リ中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、同項第五号中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条を第十五条の七とする。

2 本人確認書類(法第三十条第十一項に規定する本人確認書類をいう。次項において同じ。)には、同条第十一項に規定する課税仕入れの相手方から交付を受けた適格請求書(法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下この項において同じ。)又は提供を受けた適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

3 法第三十条第十一項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)を行う者を介して行われる場合における同条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十項(定義)に規定する商品市場における取引により行われる場合及び金融商品取引法第二条第十七項(定義)に規定する取引所金融商品市場(同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。)における取引により行われる場合における法第三十条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

第十五条の三の見出しを「(帳簿等の保存期間の特例)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改め、「当該請求書等に記載され」の下に

第六条に次の一項を加える。

8| 法第八条第六項に規定する輸出品販売場を經營する事業者は、令第十八条第二項各号に定める方法により行つた免税対象物品の譲渡が輕減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、第三項から第五項までに規定する書類又は前項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が輕減対象課税資産の譲渡等である旨を併せて記載し、又は記録するものとする。

第十五条の四第一項中「電磁的記録をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第一号リ中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、同項第五号中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条を第十五条の七とする。

2 本人確認書類(法第三十条第十一項に規定する本人確認書類をいう。次項において同じ。)には、同条第十一項に規定する課税仕入れの相手方から交付を受けた適格請求書(法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下この項において同じ。)又は提供を受けた適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

3 法第三十条第十一項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)を行う者を介して行われる場合における同条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十項(定義)に規定する商品市場における取引により行われる場合及び金融商品取引法第二条第十七項(定義)に規定する取引所金融商品市場(同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。)における取引により行われる場合における法第三十条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

第十五条の三中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改め、「当該請求書等に記載され」の下に「、又は記録され」を加え、同条を第十五条の六とする。

「、又は記録され」を加え、同項を同条とし、同条を第十五条の六とする。

第二十六条の次に次の八条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。)(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。)。以下この号において同じ。)、及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。)(である場合には、その旨並びに税務代理人(同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。))の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。))の所在地

四 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号(法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。)、及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号)

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

第二十六条の次に次の八条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。)(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。)。以下この号において同じ。)、及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。)(である場合には、その旨並びに税務代理人(同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。))の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。))の所在地

四 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号(法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。)、及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号)

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十七条の第二十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求めらる旨

三 その他参考となるべき事項

4 法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号

三 当該個人事業者が死亡した年月日

四 その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）

二 その他参考となるべき書類

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第二十六条の四 令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

一 事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間

二 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間

三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

3 法第五十七条の第二十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求めらる旨

三 その他参考となるべき事項

4 法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号

三 当該個人事業者が死亡した年月日

四 その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）

二 その他参考となるべき書類

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第二十六条の四 令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

一 事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間

二 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間

三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

(適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等)

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の六(法人格)に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号(種類)に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

2 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定める方法は、同号ロに規定する組合による同号ロに規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。

(適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等)

第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第一条(この法律の目的)に規定する郵便の役務及び貨物の運送(同法第三十八条第一項(郵便差出箱の設置)に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。)

(媒介者等における適格請求書の写し等の保存)

第二十六条の七 媒介者等(令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等)をいう。次項及び第三項において同じ。)又は執行機関(同条第五項に規定する執行機関をいう。次項及び第三項において同じ。)は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等(同項に規定する適格請求書をいう。次項において同じ。)若しくは同条第五項の規定により交付した適格請求書(法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。次項において同じ。)の写し又は提供したこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定

(適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等)

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の六(法人格)に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号(種類)に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

2 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定める方法は、同号ロに規定する組合による同号ロに規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。

(適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等)

第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第一条(この法律の目的)に規定する郵便の役務及び貨物の運送(同法第三十八条第一項(郵便差出箱の設置)に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。)

(媒介者等における適格請求書の写し等の保存)

第二十六条の七 媒介者等(令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等)をいう。次項及び第三項において同じ。)又は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等(同項に規定する適格請求書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の写し又は提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日から二月(清算中の法人については、残余財産が確定した場合には、一月)を経過した

する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等又は同条第五項の規定により適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した執行機関は、これらの電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等又は執行機関は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該媒介者等又は執行機関は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法）

第二十六条の八 法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規

日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法）

第二十六条の八 法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規

定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等）

第二十六条の九 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号
- 四 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間
- 五 その他参考となるべき事項

2 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 変更の内容
- 四 その他参考となるべき事項

3 令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の清算が終了した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等）

第二十六条の九 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号
- 四 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間
- 五 その他参考となるべき事項

2 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 変更の内容
- 四 その他参考となるべき事項

3 令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の清算が終了した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第七号」を「第七十一条の二第一項第九号」に改め、同条第二項中「若しくは第三号から第五号まで」を「から第六号まで」に、「第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は」を「第十五条の五第二項、」に、「の規定に」を「、第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第二項の規定に」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同条第二条の改正規定、同条第六条に一項を加える改正規定、同条第十二条の改正規定（同条第七項の改正規定を除く。）、同条第十五条第一項第一号の改正規定、同条第十五条の四の改正規定、同条を同条第十五条の七とする改正規定、同条第十五条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、同条を同条第十五条の六とする改正規定、同条第十五条の二の次に三條を加える改正規定、同条第十七条第五項の改正規定、同条第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同条第二十六条の次に八條を加える改正規定、同条第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）、同条第二十七条の二の改正規定並びに同条第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十條の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定 令和五年十月一日

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置)

第四条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「二十八年改正法」という。）第五条の規定による

改正後の消費税法（以下この条において「五年消費税法」という。）第

第二十七条の二中「第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号」を「第七十一条の二第一項各号」に、「又は第十五条の四第四項」を「、第十五条の五第二項、第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一・二 同 上

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同条第六条に一項を加える改正規定、同条第十二条の改正規定（同条第七項の改正規定を除く。）、同条第十五条第一項第一号の改正規定、同条第十五条の四の改正規定、同条を同条第十五条の七とする改正規定、同条第十五条の三の改正規定（「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、同条を同条第十五条の六とする改正規定、同条第十五条の二の次に三條を加える改正規定、同条第十七条第五項の改正規定、同条第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同条第二十六条の次に八條を加える改正規定、同条第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）、同条第二十七条の二の改正規定並びに同条第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十條の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定 令和五年十月一日

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置)

第四条 同 上

五十七條の二第一項の登録を受けようとする事業者（二十八年改正法附則第四十四條第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）が、五年消費税法第五十七條の二第二項の申請書を提出しようとする場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一〇三 省略

四 登録を希望する年月日がある場合には、その年月日

一〇三 同上

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消費税法施行規則第十四条（見出しを含む。）の改正規定及び同令第二十三条の四第一項の改正規定 令和五年一月一日
- 二 第一条中消費税法施行規則第一条の改正規定、同令第二条の改正規定、同令第六条（見出しを含む。）の改正規定、同令第六条の三の改正規定、同令第七条（見出しを含む。）の改正規定（同令第二項中「（平成十年大蔵省令第四十三号）」を削る部分を除く。）、同令第七条の二の改正規定、同令第八条第三項の改正規定及び同令第十条の八第三項第一号の改正規定並びに附則第五条の規定 令和五年四月一日

(輸出許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条及び次条において「新規則」という。）第五条第四項及び第十六条第四項の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者が行う同項第九号に規定する課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非課税資産の譲渡等若しくは同条第二項に規定する資産の輸出に係る新規則第五条第四項又は第十六条第四項に規定する電磁的記録について適用する。

(本人確認書類の範囲等に関する経過措置)

第三条 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における新規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「いずれかの書類」とあるのは「いずれかの書

類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳」と、同項第二号中「又はりに掲げるいずれかの書類」とあるのは「若しくはりに掲げるいずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳」とする。

（平成二十七年消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附 則

（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る請求書等の保存の特例）

第二条 省 略

2 前項の規定に基づき同項に規定する電磁的記録を保存する場合における消費税法施行令第五十条第一項及び消費税法施行規則第十五条の三第三項の規定の適用については、消費税法施行令第五十条第一項中「及び請求書等」とあるのは「及び請求書等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合における同項に規定する電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）」と、消費税法施行規則第十五条の三第三項中「請求書等（）」とあるのは「請求書等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合における同項に規定する電磁的記録を含む。）」とする。

（平成二十八年消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附 則

附 則

（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る請求書等の保存の特例）

第二条 同 上

2 前項の規定に基づき同項に規定する電磁的記録を保存する場合における消費税法施行令第五十条第一項及び消費税法施行規則第十五条の三の規定の適用については、同項中「及び請求書等」とあるのは「及び請求書等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合における同項に規定する電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）」と、消費税法施行規則第十五条の三中「請求書等（）」とあるのは「請求書等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合における同項に規定する電磁的記録を含む。）」とする。

附 則

(輸出免税物品購入記録票等の記載事項等に関する経過措置)

第九条 省 略

2 輸出物品販売場を経営する事業者は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの間において消費税法施行令第の一部を改正する政令(平成三十年政令第百三十五号。以下この項において「三十年改正令」という。)附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができ、消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号)第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

3 輸出物品販売場を経営する事業者は、令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間において消費税法施行令第十八条第三項各号に定める方法により行った同条第二項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等に該当する場合には、消費税法施行規則第六条第五項から第七項までに規定する書類又は同条第九項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載し、又は記録するものとする。

(輸出免税物品購入記録票等の記載事項等に関する経過措置)

第九条 同 上

2 輸出物品販売場を経営する事業者は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの間において消費税法施行令第の一部を改正する政令(平成三十年政令第百三十五号。以下この項及び次項において「三十年改正令」という。)附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における三十年改正令第一条の規定による改正前の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号)次項において「三十年改正規則」という。)第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

3 輸出物品販売場を経営する事業者は、令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間において三十年改正令第一条の規定による改正後の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正規則第一条の規定による改正後の消費税法施行規則第六条第三項から第五項までに規定する書類又は同条第七項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載し、又は記録するものとする。